

第3次沖縄県伝統工芸産業振興計画

平成4年7月

沖 縄 県

第3次沖縄県伝統工芸産業振興計画（案）目次

目 次

第1章 総 説

| | |
|-----------|---|
| 1 計画作成の意義 | 1 |
| 2 計画の性格 | 2 |
| 3 計画の期間 | 2 |
| 4 計画の目標 | 2 |

第2章 計画の基本方向

| | |
|--|----|
| 1 伝統工芸産業の基本的課題 | 3 |
| (1) 織物 | 3 |
| (2) 紅型 | 6 |
| (3) 陶器 | 7 |
| (4) 琉球漆器 | 7 |
| 2 伝統工芸産業振興の基本方向 | 9 |
| (1) 産業としての自立化の促進 | 9 |
| (2) 観光と連関し活力に満ちた伝統工芸品の 息づく伝統工芸列島の形成 | 9 |
| (3) ゆとりと豊かさに満ちた生活文化に 寄与する日用品の創出 | 9 |
| 3 主要指標 | 10 |

第3章 主要施策の推進方針

| | | |
|---|-------------------|-----|
| 1 | 後継者の確保及び育成 | 1 1 |
| 2 | 技術又は技法の継承及び改善向上 | 1 2 |
| 3 | 原材料の確保及び研究 | 1 4 |
| 4 | 経営の近代化 | 1 6 |
| 5 | デザイン振興 | 1 7 |
| 6 | 需要及び販路の開拓 | 1 8 |
| 7 | 試験研究技術指導体制の整備 | 2 0 |
| 8 | 振興組織及び拠点施設の整備 | 2 1 |
| | むすび | 2 3 |
| | (伝統工芸産業振興主要施策事業等) | 2 4 |

第3次沖縄県伝統工芸産業振興計画（答申案）

第1章 総 説

1 計画作成の意義

伝統工芸産業の振興については、これまで2次にわたる伝統工芸産業振興計画に基づき伝統性の保持、独自性と創意工夫、産業化及び活性化等を基本目標に振興事業を推進し、各産地の中核的施設「伝統工芸館」を拠点にした振興事業が相まって、地域の産業文化の担い手の役割を果たしつつあり、所期のねらいは総じて実現されつつある。

しかしながら、伝統工芸産業は若手従事者の確保、原材料の確保、生産設備・技術の改善、デザイン開発、需要及び販路の開拓など、生業的・小規模零細企業的な体質等に起因する課題を依然とし抱えている状況である。

伝統工芸産業は製造業全体に占めるウェイトは小さいものの、本県の歴史的、文化的、自然的な特性を生かした産業・文化として、また、観光との結び付きによる県経済への波及効果のある産業として期待されている。

一方、生活者においては量より質を求める傾向がみられ、伝統工芸産業は、こうした「ゆとり」や「心のゆたかさ」を求める時代に必要不可欠な産業である。

このため、2次にわたる伝統工芸産業振興計画の成果と課題を踏まえ、新たな総合的観点に立って伝統工芸産業の振興方向と基本施策を明らかにし、自立的発展に向けた諸施策の推進に努める必要があり、ここに、新しい伝統工芸産業振興計画を策定する意義がある。

2 計画の性格

この計画は、沖縄県伝統工芸産業振興条例に基づいて伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画を策定するものである。

したがって、県においては、施策の基本となるものであり、市町村、業界においては、自発的活動の指針となるものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成4年度から平成8年度までの5か年とする。

4 計画の目標

この計画においては、本県の伝統工芸産業の特質を生かしつつ、引き続き製品供給体制の整備、需要及び販路の拡大を推進し、産業としての自立的発展の基礎条件を整備するとともに、創造性豊かな生活用品を提供する生活文化提案型産業として整備を図り、活力に満ちた伝統工芸産業が島々・地域に連なる「沖縄伝統工芸列島」の形成を目標とする。

第2章 計画の基本方向

1 伝統工芸産業の基本的課題

本県伝統工芸品の自立的発展をめざし、2次にわたる伝統工芸産業振興計画により、種々の振興事業を実施してきたところ、相当の成果を挙げてきた。

しかしながら、伝統工芸産業の手工業性・小規模性の持つ有利性も發揮出来ず、依然として多くの課題を抱えている。

このため、今後とも、それぞれの伝統工芸の特質を生かしつつ、経営基盤の整備を促進し、地域の経済文化を担う伝統工芸として振興を図る必要がある。

(1) 織物

ア 芭蕉布

芭蕉布は、呉服愛好家の根強い需要に支えられているものの、芭蕉糸手紡者の高齢化により手紡糸の供給が不安定であるほか、技術修得に長期間要することなどから、従事者の確保が進まず、生産増を図れない状況にある。

このため、産地が一体となって原材料の確保、若手従事者の定着を促す就業条件等の整備に努める必要がある。

イ 読谷山花織・読谷山ミンサー

読谷山花織・読谷山ミンサーは、読谷村営共同工房を核にして、産地組合の共同染色、共同購買及び共同販売に支えられ、帯・着尺を中心とした生産は比較的安定しているものの、製織工程は家庭の主婦が

担っていることから、製織従事時間数が増えず、生産反数は需要に応じ得ない状況にある。

このため、村営共同工房を核とし、遊休家庭内織機の稼働を促し、産地ぐるみの活性化が望まれる。

ウ 首里織

首里織は、主要製品の着尺や帯地を中心に上向きの傾向にあるものの、40代以下の若手従事者が87.6%、従事者1人の事業所が75.6%を占め、極めて零細な工房が多く、需要に応じえてない状況にある。

このため、産地組合の共同事業を通じて、伝統的首里織の担い手としての自覚を高めるとともに、事業所の生産規模の拡大を促進して、製品供給体制の強化を図る必要がある。

エ 琉球紺

琉球紺は、製造織元を核にして紺括り業、染色業、巻取り業、出機織子及び洗濯仕上加工業の分業形態で生産され、着尺地を中心とした製品の7割近くを、京都、大阪、東京、及び名古屋の集散地問屋を通して県外市場に向いている。しかし、売上代金の手形決済期間の長期化や委託販売の恒常化のほか、出機織子の確保難等に起因して生産の伸び悩み、不安定な経営状況にある。

このため、呉服問屋との結び付きの強化を図るほか、呉服市場の動向に左右されない安定した商品開発及び品質の維持・向上を図るとともに、「織子」の確保を図るための就業条件等の整備が課題である。

オ 久米島紬

久米島紬は、農家の主婦の副業に支えられ、着尺製品のほとんどを産地組合、産地買継商により集散地問屋を通して県外市場に向けられている。しかし、生産反数は、従事者の高齢化、売上代金の手形決済期間の長期化及び委託販売の恒常化等に起因して低迷している状況にある。

このため、流通問屋との結び付きの強化を図るほか、産地組合の共同販売の強化を促進し、販路拡大を図るとともに、若年従事者の確保、共同染色加工場の整備を進めて、製品供給体制の強化を図る必要がある。

カ 宮古上布

宮古上布は、製造織元を核に原料手紡糸生産者、紺締業、染色業、出機織子、洗濯仕上加工業及び産地買継商の分業形態で生産され、製品のほとんどを集散地問屋を通して県外市場に向けられている。しかし、高級夏物着尺の需要の減退、織子の確保難、苧麻手紡糸生産者の高齢化等による原料手紡糸供給の不安定により、生産反数が低迷している状況である。

このため、流通問屋との結び付きの強化を図るほか、産地組合の共同購買・共同販売を強化し、需要及び販路の拡大を図るとともに、苧麻手紡糸の安定供給を図る必要がある。また、新たな展開策として、宮古上布の技術又は技法を用いた絹製品等の試作研究を進めて、長期的観点に立った新分野の着尺地等製品開発を進める必要がある。

キ 八重山上布

八重山上布は、生産数量はやや上向き傾向にあるものの、集散地問

屋との結び付きが薄いことと、製織従事者の不足、苧麻手紡糸生産者の高齢化等による手紡糸の確保難等により、生産の拡大が図れない状況にある。

このため、流通問屋との結び付きの強化を図るほか、産地組合の共同購買・共同販売を強化し、需要及び販路の拡大、苧麻手紡糸の安定供給を図る必要がある。

ケ 八重山ミンサー

八重山ミンサーは、製品の殆どを観光市場に向け、観光客の増加とともに生産はやや上向いている。

今後は、観光客のニーズに対応した製品開発、用途開発を進め商品の多様化を図るとともに、絹糸等その他の糸を使用した製品の開発研究を促進し、製品の高級化を図る必要がある。

コ 与那国織物

与那国織物は、農家の副業で生産され、着尺地は県外市場、小物類は観光市場に向けられている。しかし、従事者の確保が進まず、生産は低迷している状況にある。

このため、産地組合の組織を強化し、共同利用施設・伝統工芸館を核として後継者育成を効果的に行うとともに、共同購買及び共同販売事業を起こすなど事業活動を活性化し、産地が一体となった供給・販売体制の確立に努める必要がある。

(2) 紅型

紅型は、5人以下の個人経営の零細な事業所が大部分を占め、従事者は比較的若手が多く、製品は観光市場に6割近く向けられている。

また、昭和50年代に本土問屋の旺盛な注文に支えられていた帯・着尺の取引が停滞気味で、生産は61年以降低迷している状況にある。

このため、産地組合の組織・機能を強化し、共同購買・共同販売等組合事業の活性化を促進し、製品供給体制の回復と競争力の増進を図る必要がある。また、従事者の就業条件の改善を図り、従事者の定着を促すとともに、品質の維持・向上に努めて流通問屋との結び付きを強化し、需要及び販路の拡大を図る必要がある。

(3) 陶器

ア 壺屋焼

壺屋焼は、那覇市壺屋町を中心にして、22事業所で壺屋陶器事業協同組合を組織し、産地は、従来の製陶所に加えて自社販売店が著しく増えて陶芸街の形成が進み、業況は比較的安定している。

しかし、陶土の安定確保と製土工場の整備拡充が必要である。

イ 琉球焼

琉球焼は、県下全域に散在している事業所のうち25事業所で琉球焼事業協同組合を組織しているものの、事業所が広域に分布するため共同事業の強化が図れない状況にある。

このため、未加入事業所の組合加入を促進し、伝産法に基づく「伝統的工芸品」の指定、振興計画の作成、共同振興事業の実施を通じて、生産基盤整備及び販路拡大等産地体制の強化を図る必要がある。

(4) 琉球漆器

琉球漆器は、那覇市を中心に8企業で生産され、そのうち5企業が法人組織、従事者20人以上が3企業あり、他の伝統工芸産地とは異

なる生産形態である。しかし、多様な漆器技術又は技法の修得には、長い年月を要することから、新規従事者の確保が進まず、昭和50年従事者数317人に対し昭和58年が227人、昭和62年以降は150人前後に激減し、生産も伸び悩んでいる状況である。

このため、従事者の確保を図るため、組合の後継者育成事業の強化、従事者の待遇改善及び作業環境を改善し、従事者が誇りを持って従事する環境の整備を促進するとともに、熟練技術者の高齢化により優秀な伝統的技術又は技法の消滅の恐れがあるので、後継者育成事業及び講習会等を通じて、技術又は技法の継承を図る必要がある。

2 伝統工芸産業振興の基本方向

伝統工芸品の生産拡大を図り、産業としての自立化を促進し、観光との有機的な連携を深めつつ、活力に満ちた伝統工芸の息づく伝統工芸列島を形成し、県民のゆとりと豊かさに満ちた生活文化の創造に寄与する伝統工芸産業の発展を基本方向とする。

(1) 産業としての自立化の促進

伝統工芸経営の近代化を図るほか、後継者の育成、原材料の確保、デザイン力の向上及び技術又は技法の継承・改善を図り、安定した製品供給体制の確立に努めるとともに、需要の開拓及び販路の拡大に努め、伝統工芸産業の自立化を促進する。

(2) 観光と連関し活力に満ちた伝統工芸品の息づく 伝統工芸列島の形成

産地の中核施設として活用されている伝統工芸館の整備拡充、地域作りに参画する伝統工芸まつり等の開催、質の高い観光土産品の開発を促進し、産地体制の強化、地域の活性化、観光との有機的な連携を図る。

さらに、本県伝統工芸産業の振興を図る総合的機能を持つ中核的施設として、伝統工芸館の整備を推進し、活力に満ちた伝統工芸が島々・地域に息づく伝統工芸列島の形成に努める。

(3) ゆとりと豊かさに満ちた生活文化に寄与する日用品の創出

県民の意識が「量から質へ、物の豊かさから心の豊かさ」へと変化

し、「ゆとりと潤い」のある生活を求める傾向が強まるとともに、伝統工芸品への関心は高まりつつある。

こうした新たな需要へ対応するため、ニーズに即したデザイン・商品開発と普及を促進するとともに、日常生活に供される伝統工芸品の使い方、楽しみ方等の啓蒙普及に努め、ゆとりと豊かさに満ちた生活文化の構築に寄与する、質の高い伝統工芸品の供給体制の整備を促進する。

3 主要指標

伝統工芸産業の主要指標については、目標年度である平成8年度までに、伝統工芸品全体（ガラス工芸品を含む）の生産額を58億6千700万円とし、従事者数は、2,500人とする。

第3章 主要施策の推進方針

1 後継者の確保及び育成

伝統工芸品産業は、製造工程の主要部分が手作業による伝統的な技術又は技法によって生産されているため、伝統工芸へ取り組む意欲と、優れた技術能力を兼ね備えた伝統工芸後継者の確保及び育成が重要な課題となっている。

このため、産地研修及び公的研修を強化し、後継者の確保及び育成に努める。

(1) 産地後継者育成

産地の後継者育成については、これまでの初心者研修に加え、産地の従事者確保状況及び技術修得状況等の実情に応じて、再受講者研修又は現に従事している者の研修等の新たな研修方法を取り入れるほか、研修講師として伝統工芸士等専門家を活用し効果的に進める。

また、研修生が研修期間中安心して技術修得に励み、研修修了後に引き続き従事を促すため、育成資金を貸与する。

さらに、後継者等従事者が将来に希望をもって働く魅力ある職場・産地作りを図るため、従事者の待遇改善、作業環境の改善、福利厚生施設の設置及びその充実を促進する。

(2) 工芸指導所技術者養成

中堅技術者としての技術の修得を目的とした織物、紅型、漆工及び木工の技術者研修については、研修施設及び研修教材等を整備充実す

るほか、専任研修講師の配置及び臨時講師として伝統工芸士等部外の専門家を積極的に活用するとともに、研修指導カリキュラムに工芸マネジメント的要素を取り入れた実践的研修内容を充実し、公的研修にふさわしい研修体制を整備する。

また、研修生に対し後継者育成資金貸与制度の適用を進めるほか、研修修了生に対し、生産現場における高度な技術及び経営力を付与するため、生産技術事例短期研修を進める。また、修了生のデザイン、技術及び市場に関する情報交換の場となる組織活動を支援し、就業条件の整備に努める。

2 技術又は技法の継承及び改善向上

伝統工芸の製造工程の主要部分は、長い歴史を経て、熟練技術者によって受け継がれ蓄積されてきた伝統的な技術又は技法を用いており、独自性ゆたかな工芸品を生む母胎となっていることから、製造工程のうち、本県固有で、今後とも必要かつ重要な技術又は技法については、その継承に努める。

また、日進月歩する近代技術を取り入れた技術又は技法の改善向上に努めるとともに、他産地の類似工芸品との差別化や市場での高い訴求力を発揮するために、品質の維持及び改善に努める。

(1) 技術又は技法の継承

技術又は技法の継承を図るため、工芸指導所及び工業試験場の指導事業、産地組合の後継者育成及び講習会等の教育事業の場を通じて、

技術又は技法の正確かつ効果的な継承に努める。

また、技術又は技法に関する文献及び技術資料を公設機関及び各産地の伝統工芸館等に収集保存し、その活用に努める。

さらに、現代の作品の中から、将来生産現場で参考となる優秀品については、技術別に体系的に収集し、技術又は技法の消滅の未然の防止に努める。

(2) 技術又は技法の改善向上

技術又は技法の改善向上を図るため、工芸指導所及び工業試験場の技術開発研究を強化し、研究成果を生産現場に積極的に技術移転するとともに、業界独自の既存技術の改善及び新規技術の開発・導入を促進する。

また、工芸公募展に加え、産地の技術コンクールの開催等創意工夫の機会を設け、技術者相互の技術又は技法の交流を進めて、技術又は技法の改善向上に努める。

さらに、伝統工芸品獨得の味わいを出す手作業を必要としない工程については、新鋭の加工機器等の導入を積極的に促進し、設備等の近代化を促進する。

(3) 品質の維持及び改善

織物及び紅型製品については、現行の県営検査制度を産地の自主的検査制度への移行を検討する。また、陶器及び漆器等の製品については、産地の自主的検査による製品の品質の維持及び改善を促進し、産地ぐるみの品質管理体制の確立を図る。

3 原材料の確保及び研究

伝統工芸品の製造に使用される原材料は、陶土、天然漆、木材、植物染料、天然繊維等伝統的に使用された天然の原材料が主たる原材料として使用され、伝統工芸品の持つ獨得の味わいを出す重要な役割を果たしている。

しかし、近年、これら天然原材料の中には原材料生産者の不足、価格高騰、資源枯渇等により入手が困難になっているものもある。

このため、これらの原材料の賦存状況の把握、原材料生産者の確保に努めるほか、原材料品質の研究、同等の品質を有する代替材の開発を推進するとともに、産地組合の共同購買事業等を促進し、原材料の安定確保を図る。

(1) 陶器原材料

石川、恩納、名護及び大宜味に広がる未利用地域の陶土賦存状況を調査し、新規採土場の確保を促進するとともに、県外に産する木節粘土及びガイロメ粘土等の可塑性粘土並びに化粧土等に使用可能な中国産白色粘土の実情を把握し、長期的な陶土の安定確保に資する。

また、陶土の基礎性状等品質研究、新規代替陶土の開発研究、クチヤ等低品位粘土の開発研究を推進し、研究成果の活用を図る。

さらに、陶土の安定供給を図るために、共同製土施設の設備の拡充強化、産地組合の共同購買事業の強化を促進する。

(2) 漆器原材料

木地に使用されるディゴ、エゴノキ、センダン及びハマセンダン等

県産天然木材の安定確保を図るため、計画的な植栽を促進するほか、北部森林組合等の木材供給機能を活用し「琉球漆器貯木施設」の有効利用を促進する。

また、天然漆、合成漆及び夜光貝、鮑貝等の螺鈿材料等の安定供給を図るため、産地組合の共同購買事業の強化を促進する。

(3) 織物原材料

絹、芭蕉糸及び苧麻糸等伝統的に使用されている天然の糸の安定確保を図るため、引続き苧麻手紡糸生産奨励を進めるほか、新たに芭蕉手紡糸及び生産奨励を進めるとともに、生糸については、県内産繭の確保、適正規模の製糸設備の整備を促進し、県内產生糸自給率の向上を図る。

琉球藍については、引続き琉球藍葉生産奨励を推進するほか、泥藍製造技術者の後継者の確保に努める。また、染料植物の分布及び蓄積状況の把握に努めるほか、計画的植栽を促進するとともに、未利用植物染料のうち、発色性及び堅牢性の高い植物染料の開発利用を促進する。

(4) 琉球紅型原材料

伝統的に使用されている絹布、木綿布及び麻布等の県外産白生地の安定確保を図るため、産地組合の共同購買を促進するほか、芭蕉布、苧麻白上布及び絹布等の県産白生地については、染色用白布としての性能・規格等の品質及び製織研究を進め、自給率の向上を図る。

植物染料については、主要染料である琉球藍等の安定確保を図るとともに、地染め・模様染め用として発色性及び堅牢性の高い植物染料

の活用を促進する。

4 経営の近代化

伝統工芸産業の多くが生業的・小規模零細事業所であるとともに技術者即経営者の形態に起因し、経営体質がせい弱で、経済環境への適応力が乏しいとともに、生産基盤の整備が図りにくい等、従来からの課題は依然として続いている状況である。

このため、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（「伝産法」）に基づく「認定振興計画」の主体的かつ効果的推進に努め、経営の自立化、近代化を図る。

（1）産地組合の機能強化

産地組合の行う経済事業及び教育事業等各種の共同振興事業は、個々の事業所の技術・品質の向上、生産・販売力の強化のほか、産地全体の共存共栄に重要な役割を担っている。

このため、産地組合の機能を強化し、後継者の確保及び育成等産地内の課題や、需要の変化等の産地を取り巻く厳しい環境に対応した共同振興事業を促進し、伝統工芸産業の活力の維持増進を図るとともに、競争力を強化し、産地の一層の自立化を促進する。

（2）伝統工芸事業所の強化

工芸産業振興シンポジウム及び経営指導事業等を通して、事業者の経営者としての自覚及び資質の向上を図る。また、制度金融を拡充し

事業活動の円滑化及び経営の安定に資するとともに、各種施策事業に対する理解を深めさせた上で、その活用を促進し、伝統工芸経営の近代化に努める。

(3) 伝産法に基づく指定・振興計画の推進

「伝産法」に基づく伝統的工芸品の指定、振興計画の作成、「認定振興計画」の振興事業の実施の各段階を通じて、関係機関と連絡を密にして、諸施策との整合性をもたせて適切に推進する。

5 デザイン振興

生活者の暮らしやモノに対する意識や価値観の変化の進む中で、生活者の感性に合う商品の供給が求められ、企画・設計・開発・営業まで幅広く関与するソフト経営資源であるデザインの重要性は、以前にも増して大きくなっている。

また、伝統工芸品の使い方、楽しみ方の提案などを通じて、生活者のデザインマインドの醸成を図っていくことも求められている。

このため、(財)沖縄県工芸産業振興センター及び工芸指導所をデザイン振興・支援拠点にして、関係機関と連携を密にしたデザイン振興事業を積極的に推進し、事業者のデザインに対する理解やデザイン開発力の培養を図るほか、県民の感性豊かな生活文化創造に向けたデザイン啓蒙を推進する。

また、産地組合又は事業所のデザイン高度化に向けた新商品開発を促進するため、産業振興基金の活用を図るほか、地場産業総合振興事

業等のデザイン振興助成制度の活用を促進する。

6 需要及び販路の開拓

現代の生活様式の洋風化に伴い、日用品としての需要は減退しつつあるものの、一方で「手作りで暖かみのある工芸品」を求める傾向も少なくなっている。

このため、生活者ニーズの個性化・多様化傾向は、多品種少量生産の伝統工芸産業にとって有利な環境であり、こうした消費者の志向を的確に把握し、優れた商品を積極的に開発するとともに、販売者及び消費者との結び付きを強化し、伝統工芸品の新たな需要及び販路の開拓に努める。

また、品質の表示、生活者への商品知識の啓蒙普及等適正な情報の提供に努める。

(1) 新商品の開発

事業所及び産地組合の新商品開発能力を育成し、伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用し、生活者の求める新しいデザインと質を持った新商品の開発及び製造を促進する。

また、観光・リゾート客の増加とともに伝統工芸品及び伝統工芸品を用いた二次加工品の観光需要は、今後とも伸びていくものと予想されるので、観光客の求め易い、質の高い商品開発を促進し、観光需要への適切な対応を図る。

(2) 商品の展示・普及

本県伝統工芸品の全国的知名度は、加工技術及び品質の面で高く評価されている割には低い位置にある。

このため、効果的なパンフレット、ポスター等を作成し、伝統工芸品の積極的な普及に努める。

また、伝統工芸品の普及、需要動向の把握、新商品開発の活性化、既存の流通販売者への刺激及び販売促進等様々な効果が期待できる展示会・イベント等の企画・開催について、引き続き県内外で積極的に推進するとともに、関係団体が開催する展示会等にも積極的に参加する。

(3) 販路の開拓

伝統工芸品の主な販路は、県内は、デパート、土産品店等の小売店販売、県外は、染織物が京都、大阪、名古屋及び東京の4大集散地の呉服消費地問屋を通じ、陶器及び漆器は、県内外とも、民芸品店等小売専門店を通じて販売されている。

このため、求評会等の開催を通して問屋及び小売専門店等販売者との結び付きの強化を促進し、販路の拡大を図るとともに、産地直送販売・宅配サービスの利用等を促進し、消費者との結び付きの強化を図る。

また、産地組合と販売事業者が共同で行う需要開拓、共同販売を促進し、伝統工芸品の積極的な提供方法の確立に努めるほか、小規模生産者の安定した販路の確保を図るために、産地組合の共同販売事業の強化を促進する。

(4) 品質の表示

伝統的工芸品である旨の品質表示等を表した「伝統的工芸品之証」及び「伝統工芸品之証」の貼付率の向上に努めるとともに、産地証明に資する「組合商標」等の貼付を促進し、生活者が伝統工芸品を安心して購入できる品質情報の提供に努める。

(5) 工芸品知識の啓蒙、普及

生活者の伝統工芸品に対する知識の増進を図るため、伝統工芸品の製造工程、取扱や手入れの方法、使い方の提案等を含めたガイドブック等を作成し、地域の文化活動や学校教育の場等を通じて活用し、伝統工芸品知識の積極的な周知を図る。

(6) 伝統的工芸品月間事業

伝統的工芸品に対する国民の正しい理解を促し、国民生活への一層の普及を図るため、伝統的工芸品月間にちなんだ諸事業を推進するとともに、第9回伝統的工芸品月間国民会議全国大会を開催する。

7 試験研究技術指導体制の強化

伝統工芸産業の技術現場においては、伝統的な技術又は技法を用いるほか、新規の原材料及び技術の開発及び導入、新製品の開発を促進するとともに、デザイン及び技術情報の提供を通して、生産現場の技術水準の向上を図ることが重要な課題である。

このため、公設試験研究機関の試験研究技術指導体制の強化拡充を

推進する。

(1) 試験研究

業界の技術的要望又は先導的なテーマに基づく試験研究及び技術開発を総合的に推進する。

(2) 技術指導

巡回技術指導及び技術アドバイザー指導等の事業所現場における技術指導を強化する。

(3) 技術情報

デザイン、技術、生活及び流通等に関する背景情報、基礎情報及び商品情報を整備し、技術相談及び情報提供に努める。

(4) 施設整備

工芸指導所及び工業試験場窯業部門の試験研究技術指導施設の整備拡充を推進する。

8 振興組織及び拠点施設の整備

本県伝統工芸産業は、規模の脆弱性等に起因する供給体制の未整備、流通対策の遅れなどの解決すべき課題が多く、このため、産地、関係市町村、県が連携を密にして、振興組織及び拠点施設等総合的な振興体制の整備を推進する。

(1) 振興組織の強化

(ア) (財) 沖縄県工芸振興センターの機能強化

伝統工芸産業の人材育成及びデザイン振興のほか、需要及び販路の開拓等の振興を総合的に推進する組織体制として、(財) 沖縄県工芸振興センターの機能を強化する。

(イ) 産地振興組織の機能強化

産地組合、沖縄県伝統工芸団体協議会及び沖縄県伝統工芸士会連合会の組織の強化を促進する。

(2) 抛点施設の整備

(ア) 沖縄県伝統工芸館の整備推進

各産地の伝統工芸館及び試験研究機関等関係機関と有機的に結合し、商品開発や市場開拓に関する情報の収集・提供、商品の開発普及、人材育成及び商品の展示・斡旋販売等の産業振興施設機能に加えて、県民のゆとりと豊かさに満ちた生活文化構築に寄与する生活文化振興機能のほか、工芸文化を介した国際交流の場を形成する産業文化国際交流機能をあわせ持たせた、沖縄県伝統工芸館の整備を推進する。

(イ) 産地伝統工芸館の整備

各産地の中核施設として共同利用施設・産地伝統工芸館の共同加工、展示・販売及び研究・指導等の施設・設備の整備を促進し、共同振興事業の強化を図る。

む　す　び

この計画は、第2次沖縄県伝統工芸産業振興の点検結果をふまえ、今後の伝統工芸産業振興の在り方について、その基本方向を明らかにするとともに、諸施策の方針を示したものである。

この計画の推進に当たっては、計画期間中における伝統工芸産業をとりまく諸情勢の変化も予想されるので、計画の基本方向を堅持しつつ、適切かつ弾力的に対応する必要がある。

また、この計画の目標達成のためには、県・市町村・産地事業協同組合が連携を密にしてそれぞれの分担に応じて努力することはもちろん、特に伝統工芸事業者の創意工夫と自助努力が不可欠である。

沖縄県

平成 4 年度

(平成 4 年度～平成 8 年度)

第 3 次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

参考資料

第3次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要方策事業

◎印は新規

| 施策事項 | 事業名等 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|-----------------|---------------|--|--------|---------|
| 1 後継者の確保育成 | ①後継者育成事業 | 後継者育成事業費補助（初心者研修） ◎再受講者研修（産地の実情に応じて再受講制導入） ◎臨時講師に伝統工芸士等専門家を活用する。 | 組合 | 継 国補 |
| | ②中堅技術者育成事業 | 中堅技術者研修費補助 | 組合 | |
| | ③後継者育成資金貸与 | 後継者育成事業研修生に育成資金の貸与する。 | 県 | 継 |
| | ④工芸指導所技術者養成 | 織物・紅型・木漆工技術者の研修 ◎臨時講師配置（伝統工芸士、経営コンサルタント） ◎生産技術事例短期研修の新設 ◎後継者育成資金貸与制度の適用 | 県 | 継 |
| 2 技術又は技法の継承改善向上 | ①技術技法記録収集保存事業 | 記録フィルム・記録文献作成費補助 | 組合 | 継・国補 |
| | ②講習会等 | 工芸指導所、工業試験場の講習会・技術アドバイザー指導事業、産地組合の講習会等の実施 | 県・組合 | 継 |
| | ③優秀作品収集 | 優秀な技術・デザインの作品の収集 | 工芸センター | 継 |
| | ④中小企業製品開発費補助 | 新製品開発、製品高級化、デザイン開発等に係る研究費補助 | 組合・業者 | 継 国補 |

| 施策事項 | 事業名等 | 事業内容 | 事業主体 | 備考 |
|--------------|---------------|-----------------------------------|--------|----|
| 3 原材料の確保及び研究 | ⑤染織製品検査事業 | 織物、紅型の品質の向上を図るための製品検査 | 県 | 継 |
| | ①原材料賦存状況等調査 | ○北部地域陶土賦存状況調査 | 県 | 新 |
| | ②苧麻手紡糸生産奨励事業 | 苧麻手紡糸生産奨励補助 | 組合 | 継 |
| | ③芭蕉手紡糸生産奨励事業 | ○芭蕉手紡糸生産奨励補助 | 組合 | 新 |
| | ④琉球藍葉生産奨励事業 | 琉球藍葉生産奨励補助 | 生産農家 | 継 |
| | ①工芸産業振興シンポジウム | 各産地における振興シンポジウム | 県 | 継 |
| | ②制度金融拡充 | ○中小企業特別振興育成資金等の制度金融の拡充 | 県 | 新 |
| | ③伝産指定・振興計画推進 | 伝産法に基づく指定・振興計画作成・振興事業推進 ○「琉球焼」 | 組合 | 継 |
| | ④産地組合指導事業 | 経営、活路開拓等指導事業 | 中央会 | 継 |
| | ⑤診断事業 | 産地、企業診断指導 | 県 | 継 |
| 5 デザイン振興 | ①デザイン開発推進指導 | 产地デザイン開発指導事業 | 工芸センター | 継 |
| | ②デザイン高度化補助事業 | ○開発需要調査、ハイロットデザイン試作、展示事業 | 組合 | 新 |